一六一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二五　八
一六二　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　二五　八
一六三　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　二五　八
一六四　計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件　二六　五
一六五　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件　二七　五
一六六　中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件　二七　五
一六七　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　三一　七
一六八　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件　三一　八
一六九　回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件　三一　八
一七〇　**経済産業省、国土交通省、環境省**　三一　八
六三　少数生産車の型式を承認した件　六100　一
六四―少数生産車の型式についての承認を取り消した件　六100　四
六八　承認事業者の氏名又は名称を変更した件　六100　四
六九　承認事業者の住所を変更した件　六100　五
七〇　届出事業者の住所を変更した件　六100　五
七二　**経済産業省、環境省**　六100　五
七三　平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一三　五
七　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示　二七　117　四五
八　**特許庁**　一六　六
一〇　特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴う経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示　二七　117　四五
九　国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　二一　六
一一　登録調査機関が行う調査業務の廃止を許可した件　一六　六
一一　特定登録調査機関の先行技術調査業務を廃止する件　一六　六
一　**中小企業庁**　二〇　四
一　平成二十八年熊本地震による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置　二〇　四
七二　**国土交通省**　二　一二
七二二　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の規定に基づく登録実務講習の登録をした件　二　一二
七二三　防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件　二99　一五
七二四　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　六　六
七二五　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　六　六
七二六　一般財団法人海上災害防止センターから登録事項の変更の届出があった件　六　六
七二七　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　九　五
七二八　砂防法第二条の土地を指定する件　一〇　七
七二九―　〃　一一　六
七三一　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　一二　五
七三二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一二　六
七三三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件　一三　六
七三四　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一三　七
七三七　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害を受けた市町村の区域を定める件　一六　七
七三八　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　七
七三九―　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一六　八
七四二　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　一六　107　一
七四三　建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示　一七　六
七四五　建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示　一七　六
七四六　建設業法第十五条第二号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件　一七　六
七四七　船舶安全法に基づき認定した件　一七　六
七四八　砂防法第二条の土地を指定する件　一七　108　七
七四九―　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　一八　五
七五六　
七五七